

令和6年(ワ)第27000号

原告 松竹 伸幸

被告 市田 忠義

## 準備書面(1)

東京地方裁判所民事34部合議甲A係 御中

2025年1月31日

被告訴訟代理人

弁護士	小	林	亮	淳
同	長	澤		彰
同	加	藤	健	次
同	尾	林	芳	匡
同	山	田	大	輔

加藤健次 弁護士  
加藤健次 弁護士  
加藤健次 弁護士  
加藤健次 弁護士  
加藤健次 弁護士  
加藤健次 弁護士

### 第1 請求の原因に対する認否

#### 1 「一 当事者」について

(1) 原告が党员であることは否認する。

原告は2023年2月5日に日本共産党京都南地区委員会常任委員会により除名処分と決定され、同月6日に同党京都府委員会常任委員会がこの決定を承認し、2024年1月16日に同党大会が原告の再審査請求を却下し、除名処分が確定している。よって、原告は党员ではない。

(2)被告が元参議院議員であり、現在も日本共産党副委員長であることは認める。

## 2 「二 前提事実」について

(1)「1 原告による書籍の公刊」については認める。

(2)「2 日本共産党による除名」については、除名の事実は認めるが、除名の理由については否認する。

除名処分の理由は、別紙「除名理由目録」記載のとおりである。

(3)「3 地位確認請求訴訟」については、認める。

原告に対する除名処分は、日本共産党の規約に基づき適正になされたものであって、有効である。

## 3 「三 被告による原告についての名誉毀損発言」について

(1)「1」については、認める。

(2)「2」については、被告が本件演説の中で原告について言及したこと、および原告が引用する発言を行ったことは、認める。

(3)「3」については、被告の本件演説における言及が事実の摘示であること、被告の発言が原告が党と党員を裏切ったものとの印象を与えるものであること、被告の演説が原告の社会的評価を低下させるものであること、被告の演説が原告の名誉を毀損することは、いずれも否認ないし争う。

(4)「4」は争う。

## 4 「四 三の名誉毀損による原告の損害」について

(1)「1」のうち、演説会の会場および規模は認める。

(2)「2」は、被告の演説がウェブサイトで公開されていることは認める。

(3)「3」は、被告の本件発言が原告の社会的評価の低下をもたらしたとの点は否認し、その余は争う。

## 5 「五 結論」について

争う。

## 第2 被告の主張

### 1 本件発言の核心部分は原告の言動に対する論評である

#### (1) 原告がとりあげる被告発言の内容と原告の主張

原告は、被告の演説のうち、「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました」という部分（以下「本件発言」という）について、「原告が本件書籍につき、日本共産党の内部をかく乱する目的をもって値段を安くした旨の事実を摘示するものである」と主張する。

#### (2) 本件発言の核心部分は被告の意見ないし論評である

しかし、原告の上記主張は誤りである。本件発言は原告の言動を事実として指摘した上で、それが「党内をかく乱する」ものであるとの評価を加えた論評である。

すなわち、被告の上記発言のうち、「文春と相談して」「値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」「格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました」という部分は、事実の摘示である。

この内容は、後述するとおり、原告自身が2023年2月6日の記者会見で述べていたことであり、被告は、その原告が記者会見で述べていたことを指摘しただけである。そして、かかる事実の摘示は、原告自身が述べていたことを引用しただけであり、これにより原告の社会的評価が低下するものでは一切無い。万一、社会的評価が低下することがありえたとしても、それは原告自らの発言により低下しているものであり、本件発言によるものではない。

原告に対する社会的評価が低下することがありうるとすれば、原告の言動に対して「党内をかく乱する」と批判を加えた部分である。だがこの部分は、事実を摘示したものではない。事実の摘示と意見ないし論評の区別について、判例は、「証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属する」としている（最高裁平成16年7月15日判決・民集58巻5号1615頁）。「党内をかく乱」したかどうかは、客観的な証拠により証明できる事柄ではなく、言動に対する評価であって、「物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議」にあたるものである。被告のこの発言は、原告の一連の日本共産党の運営や執行部に対する批判と自らが党首になるべきだという主張や本件記者会見での発言について、日本共産党の内部で自らの主張の支持者賛同者を増やし、党運営をかき乱そうとするものだという被告の評価を述べた意見ないし論評なのである。

つまり、原告がその名誉を毀損されたと主張する被告の本件発言の核心部分である「党内をかく乱する」という部分は、事実を摘示したものではなく、原告の言動を被告が評価し、意見ないし論評を加えたものである。

## 2 意見・論評の名誉毀損該当性判断基準

名誉毀損表現とされる言動が意見ないし論評である場合、不法行為責任の成否に関する要件は、事実の摘示をおこなった場合とは異なってくる。判例は、「事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされている」としている。これは、「意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである」（以上、前掲最高裁平成16年7月15日判決）。特に、政党の役員

の政治的な意見・論評は、「民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成する」

ものとして、十分に尊重されるべきである。

そして、判例は、意見ないし論評が違法な名誉毀損にあたるどうかを判断するにあたり、①当該行為が公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③意見ないし論評の前提とされる事実が主要な部分において真実であれば、④人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱しない限り、当該論評は違法性を欠く。さらに、③の要件がみたされない場合であっても行為者がその事実を真実と誤信するにつき相当の理由があるときは、故意又は過失を欠くとしている（最高裁平成9年9月9日・民集51巻8号3804頁）。

### 3 本件発言に違法性はない

(1) 別紙「除名理由目録」に記載されているとおり、原告は、2023年1月19日に出版した『シン・日本共産党宣言』や週刊誌での発言などにおける一連の言動が、日本共産党の規約に反する重大な規律違反であるとして、同年2月5日に除名処分を受けた。

(2) 被告は、本件除名処分が決定された翌日の2023年2月6日に記者会見を開催し、上記書籍の価格の設定に関して、以下のように発言した。

「『文芸春秋』の方もいるので、こんなこと言っていいかわかんないですけど、党員にたくさん読んでもらうために、定価を1000円以内にしたいよね。どうしたらいいだろう。いや印税を減らせば何とかなるかもしれないですね。本当にそうやって印税を下げても党員に、共産党員には年金生活者が多くて、1000円以上は出せないよねと思った。」(乙1・4頁)。

(3) 当時、原告の上記書籍の発行や記者会見を悪用して、日本共産党が閉鎖的な体質の政党であるとか、日本共産党が安保自衛隊政策を変えないために野党共闘が失敗したなどという、根拠のない非難がなされていた。

同年4月の統一地方選挙を目前に控え、このような日本共産党に対する誹謗中傷を克服し、日本共産党の政策や本当の姿を多くの国民に伝えることが重要な課題となっていた。

被告の発言は、政党の正常な運営や政策、政党のあり方という公共の利害に関する事実にかかり、日本共産党に対する有権者の正しい認識を広げるといふ、もっぱら公益を図る目的に出たものである。

- (4) 被告が引用した原告の記者会見での発言は、除名処分の理由となった党の決定に反する内容を公然と主張する書籍を、多くの党員に読んでもらうために、あえて安くしたというものである。

被告は、2023年2月19日の演説において、原告の記者会見における上記発言について、被告が同日の演説で指摘した原告の他の言動も踏まえた上で、日本共産党の規約に基づくルールとは反する形で、党内に党の決定と反する見解を持ち込もうとするものであって、「党内をかく乱する」ものであるとの意見を表明し、論評をしたものである。これは、政党としては当然のことである。

そして、意見・論評の前提とされた事実は、記者会見における原告自身の発言内容をそのまま引用したもので、真実である。さらに、本件発言が、人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱していないことはいうまでもない。

したがって、被告の本件発言に違法性はないことは明白である。

- (5) 小括

以上の通りであるので、原告の請求は一見して理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以上

(別紙)

処 分 理 由 目 録

松竹伸幸 様

日本共産党京都南地区委員会常任委員会は、2023年2月5日、あなたの除名処分を決定し、日本共産党京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、確定したことを通知します。

なお、あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日本プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない(あるいはそれを許さない)政党だとみなされる」などとのべています。

「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくらない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。

(2) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜きの専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと不当な攻撃を行っています。

(3) あなたは、『週刊文春』1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などとする罵詈雑言の攻撃を書き連

ねた鈴木元氏の本（1月発行）を、『同じ時期に出した方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐことを働きかけたことを認めています。あなたは、わが党の調査に対して、この本の「中身は知っていた」と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。

（4）わが党の調査のなかで、あなたは、あなたの主張を、党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、「それは事実です」と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障しています。しかし、あなたは、そうした規約に保障された権利を行使することなく、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。

あなたの一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつくらない」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、あなたを除名処分とするものです。

2023年2月6日 日本共産党京都南地区委員会常任委員会